

諮問番号：令和元年度（処分）諮問第3号

答申番号：令和2年度（処分）答申第1号

## 答申書

### 第1 草津市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

本件事案は、審査請求人が、以下の経緯により平成30年10月23日付けで草津市長が行った国民健康保険税減免不承認決定（以下「本件処分」という。）の取消しの裁決および国民健康保険税の減免を求めた事案である。

### 第3 本件審査請求に至った経過

1 処分庁は、平成30年8月17日付けにて、審査請求人が平成30年7月1日より国民健康保険資格を有することから、世帯主である審査請求人を納税義務者と定め、平成30年草津市国民健康保険税賦課更正（決定）通知書の送付をもって平成30年度国民健康保険税を課税した。

さらに処分庁は、平成30年9月14日付けにて、審査請求人に対し、平成30年度国民健康保険税賦課更正（決定）通知書の送付をもって平成30年度国民健康保険税の増額更正を行った。

2 平成30年9月18日、審査請求人が、処分庁に対し、国民健康保険税減免申請書および添付書類を提出した。

3 平成30年9月25日、処分庁は、審査請求人が提出した同意書に基づき、文書にて金融機関へ預貯金調査を依頼した。

4 平成30年10月23日、上記3にて調査を行った預貯金調査の結果が、草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成12年草津市告示第163号。以下「本件要綱」という。）第

2条第5項に定める預貯金合計額の要件を満たさなかったことから、国民健康保険税減免不承認決定通知書の送付をもって、処分庁が本件処分を行った。

5 平成30年10月29日、審査請求人が処分庁を訪れ、処分庁が本件処分の理由および審査請求の案内を行った。

6 平成30年11月26日、審査請求人が本件審査請求を行った。

#### 第4 本件審査請求での審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求人名義の口座には預貯金はあるが、すべて日本政策金融公庫および京都信用金庫からの借入金であるため、このような預貯金も審査の対象とされている点が不服である。また、減免の適用範囲として、預貯金の性質を考慮要素としていない点について違法または不当である。

(2) 審査の対象となる預貯金の額を算出するにあたり、現在の収入状況と経営するジムの家賃・光熱費等の経費、家賃、別居している妻および長女への仕送りを考慮すべきであり、このような事項を考慮要素としていない点について違法または不当である。

(3) 審査の対象として、審査請求人が自家用車以外の資産を有していないことを考慮していない点について違法または不当である。

##### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 草津市は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第717条に基づき、草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号。以下「本件条例」という。）第20条第1項において、国民健康保険税の減免について定め、その詳細を本件要綱で定めている。

ア (ア) 「生活が著しく困難となる場合」（本件要綱第2条第2項）については、申請日の属する月およびその前3月間における保険税の納税義務者および当該世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の収入合計額の平均月額、当

該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額および預貯金合計額等により総合的に判断するものとする。

本件要綱第2条第2項で定める「申請日の属する月およびその前3月間における納税義務者等の収入合計額の平均月額」とは本件要綱第2条第3項で定める「納税義務者等の非課税所得収入を含むすべての収入額から支払った所得税または支払う予定の所得税、道府県民税および市町村民税ならびに社会保険料に相当する額ならびに申請人等が営業等の事業者である場合はその事業収入を得るのに必要とする額（以下「所得税等額」という。）を減じた額」の申請日の属する月を含む4か月の平均額となる。

(イ) 「申請日の属する月およびその前3月間における納税義務者等の収入合計額の平均月額」（本件要綱第2条第2項）について検討するに、審査請求人の平成30年6月から9月までの収入合計額が0円、草津市に納税された同年6月から9月までの国民健康保険税の合計額が7500円であることから、収入から所得税等額を減じた額である収入合計額はマイナスとなる。

(ウ) 「当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額」（本件要綱第2条第2項）は、審査請求人世帯の被保険者が審査請求人1名であることから、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項第4号・国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条に定める1か月における「生活扶助基礎額」は10万円となる（4か月分であれば40万円）。4か月分の生活扶助基礎額40万円と、審査請求人の収入合計額0円をすべての収入額として、この金額から6月から9月までの所得税等額7500円と生活扶助基礎額40万円を差し引いた金額の100分の20に相当する額の合計額に1.4を乗じた金額の4か月平均であるが、「すべての収入額から所得税等額および生活扶助基礎額の合計額を控除した額の100分の20に相当する額」が0円未満であることから、生活扶助基礎額である40万円に1.4を乗じた金額56万円の4か月平均である14万円となる。

(エ) 上記のとおり「申請日の属する月およびその前3月間における納税義務者等

の収入合計額の平均月額」（本件要綱第2条第2項）がマイナスであり、「当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額」が14万円であることからすると、申請日の属する月を含めた4か月間の収支勘定がマイナスである。

イ 本件においては、「事業の休廃業、失業、死亡、疾病または負傷により、当該年中の総所得金額の見積額が、前年中の総所得金額に比して2分の1以下に減少したため、生活が著しく困難となった者」（本件要綱第2条第1項第2号）の要件に該当しない。

すなわち「生活が著しく困難となる場合」（本件要綱第2条第2項）の判断において、預貯金の合計額も考慮要素にされており、「生活に必要な預貯金合計額」とは、申請日における納税義務者等が保有する預貯金合計額が、前項（本件要綱第2条第4項）で算出した支出合計額に1.2を乗じた額以内とする（本件要綱第2条第5項）とされている。

本件において本件要綱第2条第4項で算出される金額は、上記のとおり1月あたり14万円であるところ、当該金額に1.2を乗じた額は168万円となる。審査請求人が保有している預貯金合計額218万7716円の額を下回っている。

ウ 世帯内被保険者名義の預貯金を減免審査の要件とする根拠としては、「生活が著しく困難となった者」（本件要綱第2条第1項第2号）について、申請日における納税義務者等が保有する預貯金等を含めて総合的に判断するものと位置付けられていることによる（本件要綱第2条第2項）。なお、「納税義務者等」は「保険税の納税義務者および当該世帯に属する被保険者」と定義されている（本件要綱第2条第1項柱書）。

本件要綱では、「申請日における納税義務者等が保有する預貯金合計額」（本件要綱第2条第5項）と定めており、税の公平性を保つという観点から借入金については考慮しないため審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人が妻や長女への仕送りを行っているとして、「当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額」（本件要綱第2条第2項および第4項）に当該支出が加味されるかどうかについて、上記要件の検討は、本件条例第20条第1項の規定は、保険税の納税義務者および当該世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）のうち、本件要綱所定の要件を満たすものについて、

納税義務者等の申請に基づき適用することを対象としているため、別世帯である妻や長女について考慮しないため審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人の資産状況については、預貯金調査を行ったに留まるものであり、その他資産保有状況は、審査の前提とはされていないため審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 結論

以下のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 理由

- (1) 国民健康保険税を減免するかどうかについては、納税者の担税力を鑑み、市長の合理的裁量に委ねる趣旨と解される。
- (2) 多額の預貯金を保有しつつ国民健康保険税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないから、預貯金額を担税力審査に用いることには合理性がある。
- (3) 同一生計者の預貯金および現金の保有状況等を考慮して審査することは、当面の生活に支障のない者を減免の対象者から外すことを目的として、保有資産を検討すべき要件とし、同一生計者の預貯金額をも資産として考慮することにより、法第717条が、減免の適用対象について公私の扶助を受ける者と規定し、これには、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助が含まれていると解され、生活保護法による扶助を受ける者は保有できる資産が制限されているのであるから、これに平仄を合わせるため、国民健康保険税減免の要件として保有資産を考慮することは、合理的であると認められる。

なお、将来返済が予定されている借入金であっても、預貯金に組み入れられ、減免申請者の活用可能な資産となる。借入金を特別に預貯金額から控除せずに、12か月分の最低生活費等を確保した預貯金の額について判断し、それ以上の額の預貯金がある場合に減免を認めないことについては、生活保護法等の趣旨に鑑みても違法、不当とはい

えない。

(4) 公的救済を図るにあたり、生活に必要な支出合計額をどのような基準で検討するかということおよびどの程度預貯金の保有を認めるかは、財務状況、福祉政策の観点による裁量の問題である。

なお、法第703条の4柱書では「世帯主」に対し、国民健康保険税を課することができる」と規定し、また、同条第2項においては、「国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。」との規定があり、世帯毎に課税額等の判断を行っているといえる。

これらの事情から、「世帯に属する被保険者」と規定する本件要綱の取り扱いについても特に不合理な点はないといえる。市長の合理的裁量の逸脱、濫用とまではいえず、また不当とはいえない。

また、支出額の検討にあたり、仕送りを行っていることに鑑み、預貯金の使途、支払いの予定等を考慮するかどうかについても検討を行うが、本件要綱上は「その他特別な事情により必要とする支出については、生活保護法に基づく扶助額を勘案して額を定めるものとする。」との規定があるところ、別世帯への送金については、生活保護法に基づく扶助の対象とはされていないと考えられることからしても、本件において別世帯への仕送りは、生活に必要な支出合計額の算定にあたり考慮しないことは、違法または不当とはいえない。

(5) 審査請求人は、審査の対象として、審査請求人が自家用車以外の資産を有していないことを考慮していないと主張するが、審査請求人の預貯金以外の資産保有状況について、審査の前提とはされていないため審査請求人の主張には理由がない。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年 1月28日 諮問書の受理

令和2年 6月15日 調査審議

令和2年 7月14日 調査審議

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求については、審理員による審理手続が適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 本件処分の法令上の根拠

法は、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、税を減免することができる旨を定める（法第717条）。

本件条例は、これを受けて、市長は、国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情があるものについて特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によって国民健康保険税を減免することができる旨を定める（本件条例第20条第1項）。国民健康保険税を減免するかどうかについては、納税者の担税力を鑑み、市長の合理的裁量に委ねる趣旨と解される。

#### (2) 本件処分の妥当性について

ア 預貯金の合計額を判断の一つとすることについて、国民健康保険税減免の場面でも、公的救済を受けるものである以上、持てる資産を最低限度の生活の維持のために活用することが求められるのは当然であり、多額の預貯金を保有しつつ国民健康保険税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないから、預貯金額を担税力審査に用いることには合理性がある。

審査請求人は、預貯金は借入金によるものであるのに審査の対象とされている点が不服であり、預貯金の性質を考慮すべきとの主張を行っている。

将来返済が予定されている借入金であっても、預貯金に組み入れられ、減免申請者の活用可能な資産となることから、借入金を特別に預貯金額から控除せずに、12か月分の最低生活費等を確保した預貯金の額について判断し、それ以上の額の預貯金がある場合に減免を認めないことについては、市長の合理的裁量の範囲内に属するところである。

そのため、本件取り扱いが違法または不当とはいえない。

イ 公的救済を図るにあたり、生活に必要な支出合計額をどのような基準で検討するかということは、財務状況、福祉政策の観点による裁量の問題である。審査請求人は、別居している妻や長女への仕送り等をしていることについて考慮すべき旨主張している。

法第703条の4柱書では、「世帯主」に対し、国民健康保険税を課することができる」と規定し、また、同条第2項においては、「国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者およびその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。」との規定があり、世帯ごとに課税額等の判断を行っているといえる。

また、本件要綱において、減免審査の対象を保険税の納税義務者および当該世帯に属する被保険者としていることから、本件において別世帯への送金を、生活に必要な支出合計額の算定にあたり考慮しないことは、違法または不当とはいえない。

ウ 自家用車以外の資産を有していないことを考慮していないと主張しているが、審査請求人の預貯金以外の資産保有状況について、審査の前提とはされていないため審査請求人の主張には理由がない。

### (3) 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

## 3 付言

上述のとおり、本件処分は違法または不当であるとはいえない。しかし、本件条例等において、減免審査の対象になりうるかどうかの基準をより明確にするよう検討することが望ましいことを付け加えておく。

草津市行政不服審査会

委員(会長) 北村 和生

委員 中村 正哉

委員 稲田 ますみ